主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中三〇日を本刑に算入する。

理 由

被告人本人の上告趣意一は、原判決に対する論難とは認められず、同二は、事実 誤認の主張であり、同三は、量刑不当の主張であり、弁護人奥原喜三郎の上告趣意 のうち、違憲(憲法三七条一項違反)をいう点は、本件の審理が著しく遅延したと は認められないから、所論は前提を欠き、その余の点は、単なる法令違反、事実誤 認、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書、刑法二一条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五二年二月二一日

最高裁判所第二小法廷

- 郎	喜一	塚	大	裁判長裁判官
男	昌	原	岡	裁判官
豊		田	吉	裁判官
譲		林	本	裁判官
夫	_	本	栗	裁判官